

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5（a）〕
並びに貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

食品用器具及び容器包装

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間ののち公布し、即日施行の予定（2025年春頃）

5 照会先

消費者庁 食品衛生基準審査課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5248

6 意見提出期限

通報開始から60日間